ODRにおけるAIの活用可能性 (※1)

	事案の フィルタリング	事実整理	関連法令等 の提示	不適切な表現 の指摘等	自動記録・要 約	翻訳等	画像診断	和解合意書 自動作成等
有用性必要性	・取り扱う分野、業務等と異なる利用申込みを回避することによる利用者、相談機関及びADR機関の負担軽減	・多種多様な働き方の 利用者のニーズに応え る ・夜間・休日対応によ る調停人の負担軽減	・関連法令、裁判例 等の検索による調停 人の負担軽減	・チャットでのや り取りで不適切な 表現を用いること による解決遅延等 の回避	・調停期日の結 果の記録による 調停人の負担軽 減	・外国人や障 害者の利用を 容易にする	・調停人の事 実認定・判断 の負担軽減	・和解合意書 作成の際の調 停人の負担軽 減
機能等(※2)	・トラブルを抱える 利用者がチャット ボットによる質問に 対して文字や音声で 回答し、紛争の実情 等に応じた相談機関、 ADR機関を提示	・365日、24時間体制のチャットボットによる相談受付・必要な事実関係の聴取・聴取結果を整理した上、さらに要約	・紛争に関連する①法 令、②参考裁判例、③ 同種事案の解決内容の 傾向を提示、④同種事 案の裁判結果の傾向提 示	・チャットのメッセージの入力内内の に含まれる不適し、 送信不可にする ・不適切な表現の 修正案の提示	・(主にない、注にない、注にはいりででは、注いのでは、注いのでは、注いのでは、注意を表している。というでは、はいいいうない。というでは、はいいいうない。というでは、はいいいうない。というでは、はいいいうない。というでは、はいいいいものでは、はいいいいものでは、はいいいいものでは、はいいいいものでは、はいいいいものでは、はいいいいものでは、はいいいいいものでは、はいいいいいは、はいいいいいいは、はいいいいいは、はいいいいいは、はいいいいは、はいいいいいは、はいいいいは、はいいいいいは、はいいいいは、はいいいいいは、はいいいいは、はいいいいいは、はいいいいは、はいいいいいは、はいいいいは、はいいいいいは、はいいいいは、はいいいいいは、はいいいいは、はいいいいいは、はいいいいいは、はいいいいいは、はいいいいいは、はいいいいいは、はいいいいは、はいいいいいい	・多言語に対応したリアルタ・ ・多言語に対応イム音声翻訳・ ・障害を持つ方 で変換、 ・変換、 声変換	・よりの年の年の年の年の年の年の年の年の年の年の年の年の年の年の年の年の年の年の年	・合意内容を音 声等で入力する と、条項の形に 整えて合意書作 成 ・作成した和解 合意書の形式、 条項漏れ等の チェック
活用場面課題等	・相談・ADRの前 (検討フェーズ)で の活用 ・相談からADRへ の連携等の場面での 活用	・相談・ADR ・複雑な事に を事実等を を事実等を を表現を がするれい ででがするれい ででがするれい を表現を が発生を がなり、 点がなりまする ののた に必せり ののた ののた ののた ののの ののた ののの ののた ののの ののた のの のの	・相談・ADRで1~3 (4))を表でなる個別事を表でなるは、 事案の解決のが解るの解決のが明るの解決のが表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	・相談・ADRで 活用	・相談・ADRで活用	・相談・ADR で活用	・賃貸の 質で 質で 質で 質で でで でで でで でで でで でで	・ADRにおける和解条項案の提示、和解成立前の段階で活用

- ※1 考え得る機能等を広く列挙したものであり、その実装の可否や在り方については、別途、制度(法令上の制限等を含む。)上、倫理上の 課題等(学習データの偏り、ハルシネーション等の課題も含む。)についての検討が必要である。
- ※2 これらの機能等は、調停人等による補助的な利用を想定したものであり、また、技術的には実装可能と考えられるものである。